

社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会
評議員及び理事、監事選任規程

平成29年3月27日
蓮社協規程第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会の評議員及び理事、監事の選任について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の選任区分)

第2条 評議員は、次の区分により、それぞれ選任する。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 蓮田市自治連合会 | 10名 |
| (2) 蓮田市民生委員・児童委員協議会 | 5名 |
| (3) 社会福祉団体 | 5名 |
| (4) ボランティア団体 | 1名 |
| (5) 蓮田市人権擁護委員 | 1名 |
| (6) 蓮田市小中学校代表 | 2名 |
| (7) 蓮田市PTA連絡協議会代表 | 2名 |
| (8) 社会福祉施設 | 1名 |
| (9) 蓮田市議会 | 1名 |
| (10) 蓮田市商工会 | 1名 |
| (11) 南彩農業協同組合 | 1名 |
| (12) 蓮田ロータリークラブ代表 | 1名 |
| (13) 蓮田ライオンズクラブ代表 | 1名 |
| (14) 蓮田市シルバー人材センター | 1名 |
| (15) 蓮田市福祉行政関係者 | 2名 |

(理事の選任区分)

第3条 理事は、次の区分により、それぞれ選任する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 蓮田市自治連合会 | 4名 |
| (2) 蓮田市民生委員・児童委員協議会 | 2名 |
| (3) 社会福祉団体 | 2名 |
| (4) ボランティア団体 | 1名 |
| (5) 社会福祉施設 | 1名 |
| (6) 蓮田市議会 | 1名 |
| (7) 蓮田市教育委員 | 1名 |
| (8) 蓮田市行政関係者 | 1名 |
| (9) 学識経験者 | 2名 |

(監事の選任区分)

第4条 監事は、社会福祉事業並びに経理について学識経験を有する者より選任する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行する。